

池田市公益活動促進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、池田市公益活動促進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、社会に貢献するため行われる公益活動を積極的に支援し、又は自ら行うことによって、自主的かつ主体的な公益活動の促進及び公益活動団体の健全な発展を図り、もってこれらの活動を通して一人ひとりが生きがいを持ち、共に支えあって行くことのできる活力ある豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を大阪府池田市栄本町9番1号に置く。

(事業の種類)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動に関する事業

(2) 池田市公益活動促進に関する条例（以下「条例」という。）に規定する次の事業

ア 条例第9条第2項及び第34条第2項の規定に関すること。

イ 条例第18条第1項の規定に関すること。

(3) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号又は第3号に規定する事業のうち収益事業から生じた収益は、公益活動を支援するための活動又は協議会が自ら行う公益活動に充てなければならない。

第2章 会員

(種別)

第5条 協議会の会員は、次の4種類とする。

(1) 正会員…協議会の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 個人賛助会員…協議会の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人

(3) 団体賛助会員…協議会の目的に賛同し、賛助の意志を持つ団体

(4) 準会員…協議会の目的に賛同する個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員及び準会員として入会しようとするものは、理事会において定める書式に必要な事項を記載し、会長に申請するものとする。

2 会長は、正会員として入会しようとする者については正当な理由がない限り入会を認めるものとする。

3 会長は、入会を認めない場合はその理由を付して申請者に通知するものとする。

(会費)

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額及び納入方法については、理事会において定める。
- 3 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わずこれを返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、理事会において定める書式に必要な事項を記載し、会長に提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 会員は、次の事由により資格を喪失する。
 - (1) 本人が死亡したとき。
 - (2) 団体、法人が解散したとき。
 - (3) 正当な理由なく会費を滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において支払いの意思がないと認定したとき。
 - (4) 次条の規定により除名されたとき。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときには、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) 協議会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 協議会の秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第10条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上8名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち会長1名副会長1名以上2名以内を互選により選任する。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、総会の議決により選任する。

- 2 役員職に立候補する者又は推薦された者は、あらかじめ役員選考委員会において、これまでの活動実績等について審査し、その結果を総会に提出するものとする。
- 3 役員選考委員会については別に定める
- 4 監事は、理事を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第12条 会長は、協議会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、この規約及び総会の議決に基づき、協議会の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第13条 監事は、次の業務を行う。

(1) 協議会の業務の執行状況を監査すること

(2) 協議会の財産状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、協議会の業務若しくは財産に関して不正な行為又は法令若しくはこの規約に違反する重大な事実を発見したときは、これを総会及び市に報告すること。

(4) 前号の規定により必要がある場合は、自ら総会を招集すること。

(5) 理事の業務の執行状況又は協議会の財産状況について理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の仕事及び欠員補充)

第14条 役員の仕事は2年1期とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は仕事の末日後最初の総会が終了するまでその仕事を延長する。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会の議決に基づき解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の仕事)

第16条 理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事については、理事会の議決により報酬を支給することができる。

2 役員には、その業務の執行に必要な費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(役員の欠格事由)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、協議会の役員になることはできない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（傷害現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪、若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

(顧問)

第18条 協議会は、理事会の議決により顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の求めに応じて理事会に出席して意見を述べるができる。
- 3 顧問に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総会

(構成)

第19条 総会は、協議会の最高の意思決定機関であり、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(機能)

第20条 総会は、この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) その他理事会において運営に関し重要であると認め付議された事項

(開催)

第21条 定時総会は、事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により会長に開催の請求があったとき。

(3) 監事が第13条第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の規定による場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所及び審議事項を記載した書面により開催の14日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、会長もしくは会長が指名した理事がこれを務める。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任した正会員を出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選任された2名以上が署名押印しなければならない。

3 議事録は、事務所において3年間備え置くものとする。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第29条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 収支予算及び事業計画の決定
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項

(4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
(開催)

第30条 理事会は、毎事業年度6回以上会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、理事の3分の1以上から開催の請求があったときは、会長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

3 会長は、前項の請求があったときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催の10日前までに理事に通知しなければならない。

(議事)

第31条 理事会の議長は、会長があたる。ただし、会長に支障あるときは、副会長又は会長の指名する理事があたる。

2 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 理事会の議事については、事務局において議事録を作成する。

第6章 資産、会計及び事業報告

(資産の構成)

第32条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された資産

(2) 寄付金品及び助成金

(3) 会費

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第33条 協議会の資産は、理事会の議決を経て会長が管理する。

2 協議会の経費は、資産をもって支弁する。

(暫定予算)

第34条 会長は、事業年度開始までに理事会で収支予算が決定されないときは、前年度の予算に準じて執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第35条 収支決算は、事業年度終了後3か月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を受けなければならない。

(会計の区分)

第36条 協議会の会計については、一般会計のほか必要により特別会計を設けることができる。

(剰余金)

第37条 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、会員に分配してはならない。

(事業年度)

第38条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第39条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事会の議決を経て、会長が任免する。

4 理事は、職員を兼ねることができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け書類)

第40条 事務局には、次に掲げる書類を常に備え付けておくものとする。

(1) 規約

(2) 会員名簿

(3) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(4) 活動内容を記載した書類

(閲覧)

第41条 前条の書類は、正会員及び利害関係者から請求があった場合は、正当な理由がない限り閲覧に応じるものとする。

第8章 雑則

(規約の変更)

第42条 この規約の変更は、総会において正会員の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を得なければならない。

(委任)

第43条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は理事会において決定する。

附 則

- 1 この規約は、協議会の成立の日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員は、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条の規定にかかわらず平成16年3月31日までとする。
- 3 協議会を設立した年度の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、協議会の成立の日から平成14年3月31日までとする。
- 4 この規約は、平成17年5月14日より施行する。
- 5 この規約は、平成19年5月26日より施行する。
- 6 この規約は、平成21年6月20日より施行する。
- 7 この規約は、平成24年5月19日より施行する。
- 8 この規約は、令和元年5月18日より施行する。

池田市公益活動に関する条例

第18条 協議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 市の公益活動の促進に関する支援及び協働の施策について提言を行うこと。
- (2) 公益活動に関して公益活動団体及び事業者へ助言をすること。
- (3) 公益活動の促進のための人材の育成及び普及啓発に関すること。
- (4) 公益活動に係る情報提供、調査研究及び需給調整に関すること。
- (5) 公益活動を行うものの顕彰に関すること。
- (6) その他公益活動の促進に必要な事項